

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	高槻市 個人住民税賦課事務 全項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税賦課事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、あわせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

高槻市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和3年2月19日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の内容 ※	<p>【概要】 「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を個人住民税賦課又は個人住民税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>【内容】 ①宛名情報から、該当年度の課税台帳の作成を行う。 ②個人、各種支払先団体等から申告書等の賦課資料情報を取得する。 ③紙媒体などのデータ化されていない情報の一部を入力又はパンチ業務委託等により電子データ化を行う。 ④電子化された賦課資料情報を個人住民税賦課システムへ取り込む。 ⑤イメージデータ(紙媒体はスキャニングによりイメージ化)を個人住民税賦課システムへ取り込む。 ⑥個人住民税賦課システムへ取り込んだ各種情報と宛名情報をひも付け、当該年度の課税台帳作成を行う。 ⑦住民情報等から他自治体の資料と判明した場合は当該自治体へ資料を回送する。 ⑧各種情報を整理し、賦課決定・更正を行う。 ⑨納税義務者個人、特別徴収義務者へ税額通知の発送を行う。 ⑩所得証明書(課税・非課税証明)の発行を行う。 ⑪番号法第19条第7項別表第2に規定する情報提供を行う。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

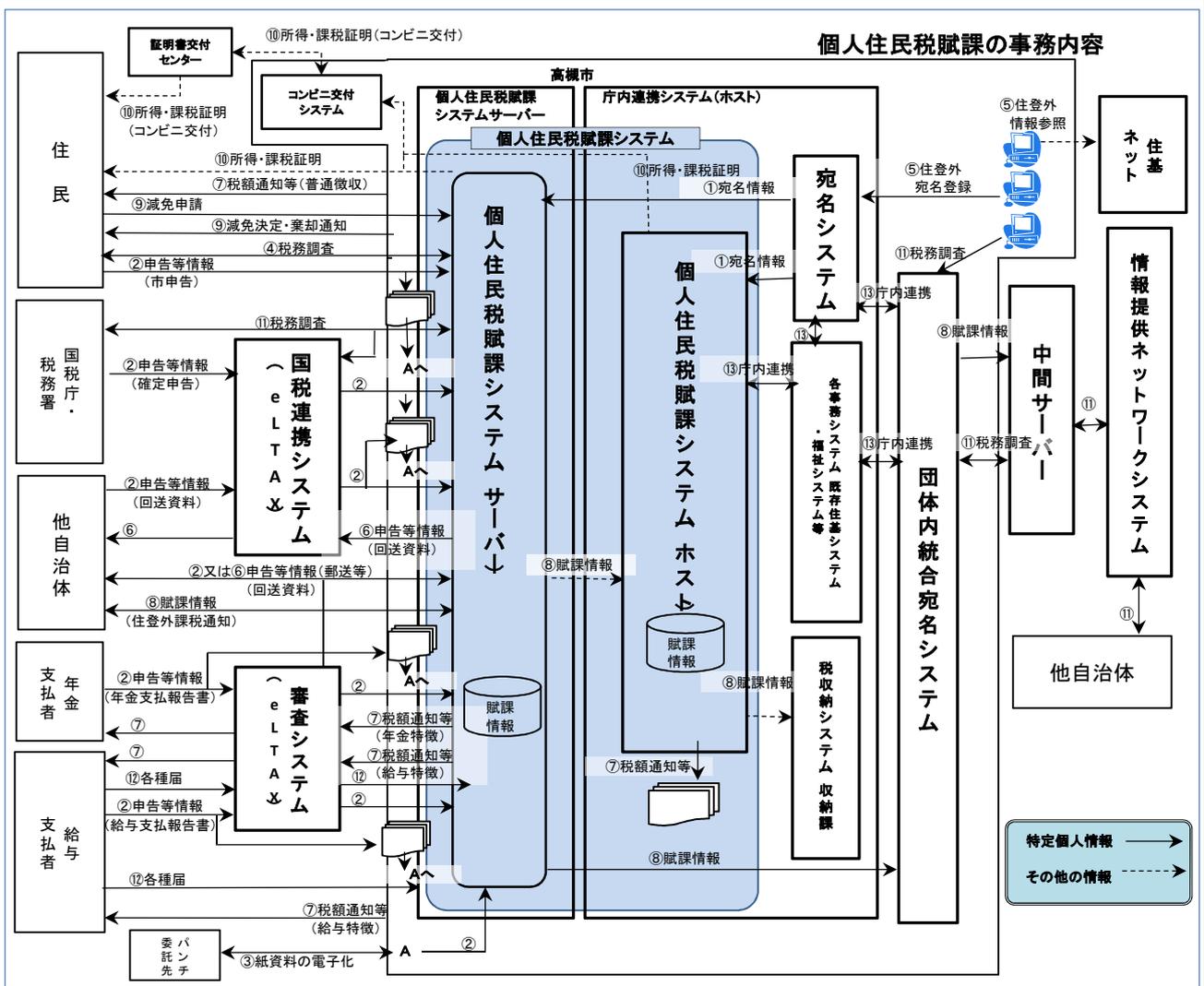
システム1	
①システムの名称	個人住民税賦課システム
②システムの機能	<p>【概要】 個人住民税賦課システムは、サーバーとホストで管理を行い、ホストで管理する宛名システムの宛名情報から課税対象者情報を作成し、サーバー側の個人住民税賦課システムに取込み、当該情報や課税資料を基に課税計算を行い、個人住民税の賦課決定・更正を行う。その後、締次(月1~2回)単位で確定した賦課情報をホスト側へ連携し、大量の帳票(各種納税通知書、納付書、納入書等)出力や、税収納システム等他システムへの連携、税証明窓口での所得証明発行等をホスト側にて行う。</p> <p>【個人住民税賦課システムの機能】 ①資料・イメージ管理 ・課税資料の画像イメージの取込み処理や課税資料の管理 当初賦課時には、課税資料の内容チェックと個人特定の一括処理を行い、資料マスタを作成する。修正がある場合は、課税資料の内容チェックと個人特定の即時処理を行い、資料マスタを更新する。この時点で、課税対象者マスタとひも付けを行う。 また、課税資料の画像イメージの取込み処理も並行して行う。 ②課税対象者管理(世帯台帳) ・課税対象者の各種情報(扶養、メモ、申告状況等)の更新と各種帳票の発行機能 当初賦課時には、宛名システムより宛名情報、前年情報を基に課税対象者情報(1月1日居住者)をホストで抽出し、サーバーで課税対象者マスタを作成する。扶養状況等のチェックを行い、扶養関係の関連付けと否認を行う。 ③個人課税状況管理(課税台帳) ・課税対象者の課税情報(所得、控除、税額等)の入力、更新と帳票(納税通知書)の発行 当初賦課時には、課税資料の名寄せ(資料合算)を行い、収入、所得、控除の合算と徴収方法を決定し、課税マスタを作成する。 ④事業所課税状況管理 ・事業所の課税情報の照会と帳票(納入書、税額通知書)の発行 当初賦課時には、現年度11月から3月に転勤・退職した者について新年度への反映を行う。 特別徴収個人番号の付番と特別徴収義務者税額の事業所集計機能の処理を行う。 指定番号(事業所番号)との紐付け処理を行う。 ⑤異動分賦課決定帳票作成 ・サーバーでの機能は事業所単位での出力のみ、当初や締め単位の一括出力については、ホスト側で行う。 (特別徴収)税額(変更)通知書、納入書の作成</p>

	<p>(普通徴収)納税(変更)通知書、更正決定通知(変更通知書)の作成を行う。</p> <p>⑥異動分他業務接続ファイル作成 ・異動分他業務接続用のファイルの作成、管理を行う。</p> <p>⑦その他課税情報・帳票作成管理 ・賦課期日の住民及び、特徴義務者の管理。調定票情報、未申告者調査票を作成する。</p> <p>⑧所得証明発行管理 ・所得証明書(課税・非課税)の出力を行う。</p> <p>税証明窓口での所得証明発行等はホストにて行う。ホストから証明用情報(個人番号は含まない)をコンビニ交付システムへ連携を行う。市民税課での申告、即証明発行分や、公用照会分については、サーバーにて出力を行う。</p> <p>⑨連携管理 ・サーバー側で更正により賦課決定した賦課情報(課税対象者マスタ、課税マスタ、特徴義務者マスタ等)を締次(月1~2回)単位で、ホストへ連携・更新を行う。当該情報をホスト側に連携し、閲覧可能状況になれば、税収システムや、その他の運用システム等へ連携を行う。 ・宛名システムで新規・変更された宛名情報は、サーバーに連携し反映する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (コンビニ交付システム)</p>
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>住民基本台帳登録者、転出・死亡等により住民基本台帳登録者でなくなった者、住登外者及び法人について、氏名(名称)、住所、生年月日、続柄、発送用住所、部課名(屋号)等を、複数業務での共用を実現するものである。</p> <p>①宛名情報照会機能 宛名情報を表示する機能。</p> <p>②個人(法人)コード付番機能 本市独自の個人(法人)コードが未登録の個人(法人)について、新規に個人(法人)コードを付番する機能。</p> <p>③宛名情報管理機能 宛名情報を保存し、管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険システム、健康管理システム等)</p>
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>①宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>②宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>③中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>④既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>⑤権限管理機能: 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー・生活保護システム・介護保険事務処理システム・障がい者福祉システム)</p>

システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とひも付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム5									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)								
②システムの機能	<p>①本人確認情報検索 個人住民税賦課システムにおいて把握する4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーにして、本人確認情報データを検索し、検索条件に該当する本人確認情報を画面上に表示する。</p> <p>②本人確認情報整合 本人確認情報データの正確性を担保するため、既存住基システムとの整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 市民税課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 既存住基システムで得た宛名情報を宛名システムから取得し、課税対象者情報を作成する。また、介護保険情報や生活保護情報を直接又は庁内連携(⑬)により入手する。
- ② 申告等(市申告書、確定申告書、回送資料、年金支払報告書、給与支払報告書、寄附金税額控除にかかる申告特例通知書、住民登録外課税通知書)情報を、直接又は国税連携、eLTAx(電子申告、年金特徴)経由で収集する。入手資料が、紙資料の場合は、パンチ委託先にて情報の電子化(③)を行う。もともと電子化された入手資料情報と合わせて個人住民税賦課システム(サーバー)に取込を行い、宛名情報等を基に作成された課税対象者に申告等情報をひも付けし、それらを統合・賦課決定した賦課情報を作成する。
- ③ 入手した紙資料は、パンチ委託先にて情報の電子化を行う。
- ④ 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は税務調査を行う。
- ⑤ 税務調査の結果、住民登録はないが本市で課税となる(住登外課税)者は、住基ネット等で個人番号を調査し、宛名システムに宛名情報を登録し、①～②の処理を実施する。宛名システムから団体内統合宛名システムには情報連携が行われる。
- ⑥ 税務調査の結果、他市町村の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携等を経由し、他自治体へ資料を回送する。
- ⑦ 数種の課税資料データを名寄せ、統合し個人住民税賦課システム(サーバー)にて賦課決定を行い、納税義務者、年金支払者、給与支払者宛てに税額通知等を送付する。なお、納税通知書等の大量帳票は、⑧で個人住民税賦課システム(ホスト)に連携された賦課情報より出力される。eLTAx経由等の電子データでの通知分は個人住民税賦課システム(サーバー)より通知情報を作成する。
- ⑧ 個人住民税賦課システム(サーバー)で決定された賦課情報を個人住民税賦課システム(ホスト)へ連携する。また、同時に統合宛名システムを経由し、中間サーバーへも連携を行う。その他、本市で住登外課税した者の住民登録している他自治体への通知等も行う。
- ⑨ 担税力に乏しいと思慮される者から、減免申請を受受理し、審査の上、決定又は棄却の通知を発送する。
- ⑩ 住民からの請求により、個人住民税賦課システムから所得証明書(課税・非課税証明)を発行する。また、コンビニ交付については、キオスク端末による請求があった場合、証明書交付センターからコンビニ交付システムへ申請情報が送信される。次に、コンビニ交付システムから証明書交付センターへPDF形式データが送信され、請求のあったキオスク端末より所得証明書が発行される。
- ⑪ 必要に応じ、本市から情報先又は他自治体へ、国税庁又は他自治体から本市へ税務調査を実施する。本市の他課情報も閲覧権限の範囲で参照する。
- ⑫ 給与支払者(特別徴収義務者)又は納税義務者に関し、異動(納税義務者の就退職、支払者の所在地変更等)に応じ、各届出の受理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点における、市内に住所を有する納税義務者(原則的に、住民基本台帳に記録されている者。当該台帳には無いが、居住実態がある者及び均等割のみの納税義務を負う事業所、家屋敷を有する者を含む)
その必要性	・番号制度により、給与支払報告書や申告書等の課税資料に個人情報が記載されることとなり、個人番号付きの課税資料を収集して課税資料データを作成するため、特定個人情報ファイルを保有する。 ・宛名情報にひも付けられた個人番号にて、課税資料と課税対象者との名寄せ判定を確実にするため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【個人番号、その他識別情報】対象者の特定、名寄せを行うため。 【4情報及び連絡先】①本人へ送付又は連絡等のため、②申請等の内容の確認 【その他住民票関係情報】①家族関係、死亡又は相続の確認②扶養関係等の確認③DV被害者等支援措置 【国税関係情報】国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課を行うために記録。 【地方税関係情報】個人住民税を賦課決定するため。各帳票類の出力のため。 【医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報】社会保険料控除額確認のため。 【障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報】生活保護受給者を課税対象者から除外するため。障害者控除の適用判定。 【年金関係情報】年金所得情報を把握するため。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、生活福祉支援課、生活福祉総務課、障がい福祉課、給与支払者) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、年金支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村、給与支払者、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX(審査システム、国税連携システム)、住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度	<p>【住民情報・住登外情報などの住民情報】 賦課期日時点の情報を1月に入手し、以後の新規分は即時入手や申告届出等により、随時入手。また、国民健康保険料等の社会保険料支払額ファイルについても、1月に入手</p> <p>【給与支払報告書、公的年金等支払報告書】 ・基本的に提出期限の1月31日までに入手しており、以降分は随時入手。 ・他の市区町村から送付がある都度、受領。</p> <p>【確定申告書、個人住民税申告書】 ・基本的に提出期限の3月15日までに入手しており、以降分は随時入手している。なお、国税当局に提出された確定申告書、法定調書情報について、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領。 ・法定調書情報については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて2月及び5月に受領。 ・他の市区町村から送付がある都度、受領。</p> <p>【公的年金等支払者からの通知】公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータについて、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領。その提出時期については、公的年金等支払報告書は1月31日まで、特別徴収対象者情報の通知については5月25日まで、特別徴収税額通知の処理結果通知については9月30日までなどとされている。</p> <p>【生活保護情報】 1か月に1度入手。</p> <p>【情報提供ネットワークシステム】 住登外者の賦課決定に対して、住登地住所等の把握や、他市町村に居住する扶養者情報の調査が必要となった都度、随時他市町村に照会を行う。</p> <p>【寄附金税額控除にかかる申告特例通知書】 1月から4月頃にかけて複数回入手</p> <p>【住民登録外課税通知】 1か月に1度入手</p>
④入手に係る妥当性	<p>地方税法等の法令に基づき、個人住民税の賦課のために納税者情報、申告情報等を管理する必要がある。</p> <p>それらに伴い、住民基本台帳情報を基本とした宛名情報と常時連携しておくことが必要であるほか、申告・届出・通知がある度に最新の情報を反映させる必要がある。</p>
⑤本人への明示	<p>本人への明示は行っていないが、以下の法令に基づき、入手・使用に関する規定が定められている。</p> <p>【納税義務者】 地方税法第24条、第294条により納税義務者等へ賦課決定を行っている。</p> <p>【各種賦課資料情報の取得】 地方税法第317条の2、同法第317条の6により申告書および給与支払報告書等の提出を求めている。</p> <p>【提供の要求】 番号法第14条により個人番号の提供を求めることができる。</p>

⑥使用目的 ※		地方税法等の法令及び条例に基づき、個人住民税の賦課及び調査事務を行うため。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課 (税証明発行に係る)使用部署:税制課、市民課(所得証明書の発行窓口である支所)
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<p>①税対象者情報の作成 ・個人番号を既存住基システムが基となる宛名情報から、住登外者情報については各種賦課資料に記載された情報から取得し、住基ネットを利用し個人番号の真正性を確認する。</p> <p>②課税資料受付事務 ・各種賦課資料に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号とひも付ける。</p> <p>③賦課決定・更正事務 ・同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せの判断に利用する。 ・納税通知書をはじめとした帳票類に個人番号を記載する。</p> <p>④調査事務 ・市内の控除対象配偶者や扶養親族について、控除の要件を満たしているか調査を行う。 ・他の自治体に居住する控除対象配偶者や扶養親族について、控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・番号法に基づき情報提供ネットワークシステムで賦課情報等を提供できるよう、中間サーバーに格納する。</p>
情報の突合 ※		(1)上記の①～④において、内部識別番号の宛名番号と個人番号をひも付けて使用する。 (2)上記④の他の自治体に対し問合せを行うにあたり個人番号を利用する。
情報の統計分析 ※		課税状況の分析等のため、「課税状況等の調」などの各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別できるような情報を用いた統計や分析は行っていない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		所得、控除額に基づき、個人住民税の賦課決定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件
委託事項1		個人住民税賦課システムの運用保守
①委託内容		個人住民税賦課システムの運用・保守・管理業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性		システムの安定稼働のため、専門的知識を有する業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (高槻市役所庁舎内の電算機室にてシステムの直接操作)

⑤委託先名の確認方法		高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。
⑥委託先名		株式会社 アイネス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や事業内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	個人住民税賦課システムに係る保守の一部
委託事項2		課税資料のパンチ委託
①委託内容		各種課税資料の電子データファイル化作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	各種課税資料に記載されている者
	その妥当性	個人住民税賦課システムにおいて利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する必要があるが、件数が膨大でかつ賦課決定までの期間に制約があり、職員のみでは対応困難であるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		高槻市情報公開条例(平成15年7月16日 条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認ができる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認ができる。
⑥委託先名		毎年度見積徴収により委託契約するため未定。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (65) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (12) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号 別表第2に掲げる情報照会者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人住民税関連情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市における個人住民税課税対象者とその被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼があった都度
提供先2	・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 月1回 ・特別徴収税額通知 月1回(7月~12月)

提供先5	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 当初5月(異動分は5月以降随時)
提供先6	他の市区町村長
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項
②提供先における用途	個人住民税の賦課徴収
③提供する情報	住登外課税通知に記載すべき住所・氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税の対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	・住登外課税通知(4月以降随時)

移転先1	市民生活環境部 市民課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第31項)
②移転先における用途	国民年金保険料免除の審査に利用
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得、控除額等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	免除申請を行う者、その世帯主及び配偶者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (修正申告の有無等については、個人住民税賦課システム(サーバー)を閲覧。)
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)
移転先2	子ども未来部 保育幼稚園事業課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第8、94項)
②移転先における用途	・就学前児童の保育所への申込受付から選考、内定、待機児童の管理や口座振替等による保育料・給食費等の徴収や滞納管理、民間の保育所施設については運営費に係る支弁報告。 ・就学前児童の認定こども園等への申込受付等保育業務全般の一体的運営、保育の必要性の認定情報の管理、施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務。
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育施設への入園申請者世帯及び在園者世帯 私立幼稚園に在籍する園児の世帯(新制度に移行する私立幼稚園は除く)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)

移転先3	子ども未来部 子ども保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第7項)
②移転先における用途	・小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者及び世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)
移転先4	子ども未来部 子ども育成課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第9、37、43、44、45項)
②移転先における用途	・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者及び世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)

移転先5	子ども未来部 子育て総合支援センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第8項)
②移転先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者及び世帯員
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)
移転先6	健康福祉部 保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第10、70項)
②移転先における用途	・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者及び世帯員
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)

移転先7	健康福祉部 健康づくり推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第76項)
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(課税区分等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者及び世帯員、親族
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)
移転先8	健康福祉部 生活福祉総務・支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第15、63項)
②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)

移転先9	健康福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第46、47、83項)
②移転先における用途	・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者及び世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1～2回)
移転先10	健康福祉部 国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第30項)
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、控除額、扶養内訳、課税区分、税額等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者、同一世帯の世帯主および同一世帯の被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1～2回)

移転先11	健康福祉部 長寿介護課・福祉相談支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第68項)
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、課税区分等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者及び世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)
移転先12	健康福祉部 国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第30、59項)
②移転先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税課税情報(所得額、扶養内訳、課税区分等)
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の対象者及び世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	個人住民税賦課情報ファイルが更新の都度(月に1~2回)

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理がなされている電算機室及びデータセンターに設置された機器で保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	<p>期間</p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p> <p>地方税法上、更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため。</p>
③消去方法	<p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについてはシステムにおいて消去する。 ・申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。 ・ディスク交換やハード更改等の際には、保存された情報が読み出しできないよう、ワイピング等による消去や、物理的破壊を行い、復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、廃棄証明書を提出させる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際には、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

◎個人住民税賦課システム(サーバー)管理項目

<課税対象者>

(1)住民コード、(2)予備キー、(3)世帯番号、(4)住民税用世帯番号、(5)続柄コード、(6)続柄漢字、(7)氏名カナ1、(8)氏名カナ2、(9)生年月日、(10)性別、(11)扶養者世帯コード、(12)扶養者住民コード、(13)扶養者特定表示、(14)扶養専従区分、(15)配偶者区分、(16)配偶者住民コード、(17)障害者控除、(18)老人扶養控除、(19)住民区分、(20)住定事由、(21)住民となった年月日、(22)住民でなくなった年月日、(23)住所編集パターン、(24)行政区コード、(25)住所コード、(26)棟番号、(27)番地コード、(28)号コード、(29)枝番コード、(30)小枝番コード、(31)市外コード、(32)賦課期日住所漢字、(33)賦課期日方書漢字、(34)賦課期日氏名漢字、(35)賦課期日通称名漢字、(36)通称名カナ、(37)世帯主氏名カナ、(38)世帯主氏名漢字、(39)世帯内グループ、(40)筆頭者氏名、(41)世帯内順位、(42)税世帯続柄、(43)前年事業所番号、(44)確定申告書番号、(45)前年個人区分、(46)前年徴収区分、(47)前年専従者有無、(48)前年均等割のみ区分、(49)前年扶養者世帯コード、(50)前年扶養者住民コード、(51)前年扶養者特定表示、(52)前年扶養専従区分、(53)前年障害者控除、(54)前年老人扶養控除、(55)通知書番号、(56)電話番号、(57)申告書送済表示、(58)申告書発送コード、(59)申告書打出区分、(60)はがき現年度発送予定、(61)はがき現年度発送実績、(62)はがき次年度発送予定、(63)申告に準ずる事項、(64)催告書送済表示、(65)催告書不要、(66)未申告区分、(67)納通公示、(68)住登外課税通知、(69)証明発行不可、(70)生保区分、(71)生保取得年月日、(72)生保喪失年月日、(73)国保資格区分、(74)年金資格区分、(75)卒業予定年度、(76)被爆者、(77)国民健康保険料、(78)介護保険料、(79)後期高齢保険料、(80)寡婦理由、(81)障害区分、(82)申告書送理由コード例月1、(83)申告書送理由コード例月2、(84)申告書送理由コード例月3、(85)メンテナンスリスト対象、(86)家屋敷事業所フラグ、(87)メモ欄、(88)ユーザーフラグ1、(89)ユーザーフラグ2、(90)ユーザーフラグ3、(91)ユーザーフラグ4、(92)ユーザーフラグ5、(93)更新保護フラグ、(94)IDカードナンバー、(95)修正区分、(96)処理年月日、(97)置換え表示コード1、(98)置換え表示コード2、(99)置換え表示コード3、(100)置換え表示コード4、(101)置換え表示コード5、(102)役所コード

<課税対象者メモ>

(1)年度、(2)住民コード、(3)code、(4)ランク、(5)タイトル、(6)メモ欄、(7)IDカードナンバー、(8)DATE_TIME

<課税>

(1)住民コード、(2)レコード区分、(3)事業所番号、(4)納番、(5)受給者番号、(6)生年月日、(7)納通発行済フラグ、(8)課税区分、(9)保留コード、(10)納税者番号、(11)控配有無、(12)夫有、(13)未成年、(14)老年者、(15)寡婦区分、(16)勤労学生、(17)老非該当、(18)本人障害、(19)老人扶養人数、(20)同居老人扶養人数、(21)特定扶養人数、(22)その他扶養人数、(23)年少扶養人数、(24)特障扶養人数、(25)同居障害者人数、(26)他障扶養人数、(27)控配同特障区分、(28)賦課取消、(29)青白区分、(30)本人専従、(31)専従配偶者、(32)専従その他人数、(33)一括徴収、(34)生保換算区分、(35)生活状況、(36)非課税コード、(37)減免区分入力、(38)所得割課税表示、(39)資料種別コード、(40)乙欄、(41)農業区分、(42)自主決定フラグ、(43)海外フラグ、(44)所得税有無、(45)均妻選択、(46)均等割のみ、(47)均等割軽減、(48)均等割なし、(49)減免区分、(50)生活保護、(51)強制入力、(52)均等割減、(53)配特有無、(54)通知書番号、(55)申告書番号、(56)専従者給与合計、(57)所得統一コード1~25、(58)所得金額1~25、(59)控除統一コード1~30、(60)控除金額1~30、(61)課税統一コード1~13、(62)課税金額1~13、(63)算出所得割額統一コード1~36、(64)算出所得割額1~36、(65)市差引所得割統一コード、(66)市差引所得割額、(67)市均等割統一コード、(68)市均等割額、(69)府差引所得割統一コード、(70)府差引所得割額、(71)府均等割統一コード、(72)府均等割額、(73)算出市所得割平均税率、(74)算出府所得割平均税率、(75)年税額、(76)特徴課税課税標準額総、(77)特徴課税課税標準額その他、(78)特徴課税差引所得割額市、(79)特徴課税均等割額市、(80)特徴課税差引所得割額府、(81)特徴課税均等割額府、(82)特徴課税既年税額、(83)普徴課税課税標準額総、(84)普徴課税課税標準額その他、(85)普徴課税差引所得割額市、(86)普徴課税均等割額市、(87)普徴課税差引所得割額府、(88)普徴課税均等割額府、(89)普徴課税既年税額、(90)差引税額市、(91)差引税額府、(92)差引税額合計、(93)全体市差引所得割額表示用、(94)全体市均等割額表示用、(95)全体府差引所得割額表示用、(96)全体府均等割額表示用、(97)特徴市差引所得割額表示用、(98)特徴市均等割額表示用、(99)特徴府差引所得割額表示用、(100)特徴府均等割額表示用、(101)普徴市差引所得割額表示用、(102)普徴市均等割額表示用、(103)普徴府差引所得割額表示用、(104)普徴府均等割額表示用、(105)変更事由コード1~3、(106)徴収済月、(107)徴収開始月、(108)徴収済期、(109)徴収開始期、(110)ユーザ金額1~5、(111)ユーザフラグ1~5、(112)少額フラグ、(113)エラー表示1~15、(114)置換え表示1~15、(115)転勤該当、(116)退職該当、(117)転勤元事業所番号、(118)転勤元納番、(119)転勤元徴収方法、(120)課税資料種別、(121)課税簿冊番号、(122)課税一連番号、(123)変更年月日、(124)主たる資料番号簿冊番号、(125)主たる資料番号総括表一連番号、(126)主たる資料番号一連番号、(127)本人希望徴収区分、(128)特徴発布日、(129)普徴発布日、(130)譲渡配当割還付金額、(131)ソート用領域、(132)発布回数、(133)性別、(134)予備キー、(135)備考、(136)控除不足額、(137)債権額、(138)年金特徴義務者コード、(139)年金種別コード、(140)年金特徴課税課税標準額総、(141)年金特徴課税課税標準額その他、(142)年金特徴課税差引所得割額市、(143)年金特徴課税均等割額市、(144)年金特徴課税差引所得割額府、(145)年金特徴課税均等割額府、(146)年金特徴課税既年税額、(147)年金特徴市所得割表示用、(148)年金特徴市均等割表示用、(149)年金特徴府所得割表示用、(150)年金特徴府均等割表示用、(151)年金特徴発布日、(152)年金特徴開始月、(153)年金特徴済月、(154)年金特徴期別税額4月、(155)年金特徴期別税額6月、(156)年金特徴期別税額8月、(157)年金特徴期別税額10月、(158)年金特徴期別税額12月、(159)年金特徴期別税額2月、(160)年金特徴普徴税額年金分1期、(161)年金特徴普徴税額年金分2期、(162)年金特徴期別充当額4月、(163)年金特徴期別充当額6月、(164)年金特徴期別充当額8月、(165)年金特徴期別充当額10月、(166)年金特徴期別充当額12月、(167)年金特徴期別充当額2月、(168)年金特徴期別義務者コード4月、(169)年金特徴期別義務者コード6月、(170)年金特徴期別義務者コード8月、(171)年金特徴期別義務者コード10月、(172)年金特徴期別義務者コード12月、(173)年金特徴期別義務者コード2月、(174)年金特徴期別年金コード4月、(175)年金特徴期別年金コード6月、(176)年金特徴期別年金コード8月、(177)年金特徴期別年金コード10月、(178)年金特徴期別年金コード12月、(179)年金特徴通知書番号4月、(181)年金特徴通知書番号6月、(182)年金特徴通知書番号8月、(183)年金特徴通知書番号10月、(184)年金特徴通知書番号12月、(185)年金特徴通知書番号2月、(186)年金特徴普徴税額年金分1期充当額、(187)年金特徴普徴税額年金分2期充当額、(188)年金特徴継続フラグ、(189)年金普徴課税既年税額、(190)居住年月日、(191)住宅旧制度フラグ、(192)申告年月日、(193)役所コード、(194)エラー解除済みフラグ、(195)訂正済フラグ、(196)IDカードナンバー、(197)修正区分、(198)処理年月日、(199)特徴月別額1~12、(200)特徴月別充当額1~12、(201)特徴月別番号1~12、(202)調停年度、(203)普徴期別額1~12、(204)普徴期別充当額1~12、(205)異動事由コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<期別>

(1)住民コード、(2)賦課年度、(3)調定年度、(4)普徴期別額1～12、(5)普徴期別充当額1～12

<課税特徴月別>

(1)住民コード、(2)課税区分、(3)非課税コード、(4)処理事由、(5)異動事由コード、(6)事業所番号、(7)受給者番号、(8)納番、(9)年税額、(10)特徴課税既年税額、(11)特徴月別額1～12、(12)特徴月別充当額1～12、(13)特徴月別番号1～12、(14)処理年月日

<資料>

(1)資料番号、(2)簿冊番号、(3)総括表一連番号、(4)一連番号、(5)住民コード、(6)資料種別大、(7)資料種別小、(8)資料種別1大、(9)資料種別1小、(10)資料登録日、(11)確定申告書番号、(12)住民コード1、(13)氏名カナ、(14)生年月日、(15)性別、(16)電話番号、(17)保留コード、(18)事業所番号、(19)事業所区分、(20)受給者番号、(21)納税者番号、(22)所得統一コード・所得金額1～25、(23)控除統一コード・所得金額1～30、(24)控配有無、(25)夫有、(26)未成年、(27)老人扶養人数、(28)内同居老親人数、(29)特定扶養人数、(30)その他扶養人数、(31)年少扶養人数、(32)特別障害者数、(33)内同居特別障害者数、(34)その他障害者数、(35)控配同特表示、(36)本人特別障害、(37)本人その他障害、(38)老年者、(39)特別寡婦、(40)寡婦、(41)寡夫、(42)勤労学生、(43)給与年金種別コード・収入金額1～10、(44)配扶専(特定済フラグ・コード・カナ名・生年月日・給与額・住民コード・障害者コード・市外専従コード・配専フラグ)1～14、(45)専従者給与合計、(46)徴収方法、(47)職業フラグ、(48)事業所課税フラグ、(49)本人専従フラグ、(50)休職フラグ、(51)普徴フラグ、(52)海外フラグ、(53)別居扶養表示、(54)丙欄、(55)青色申告、(56)生活状況、(57)申告書発送フラグ、(58)家屋敷課税フラグ、(59)みなし法人、(60)配偶特別、(61)年調フラグ、(62)少額フラグ、(63)年金過年フラグ、(64)業種コード、(65)就職年月日、(66)退職年月日、(67)前職支払額、(68)前職社保控除額、(69)死亡退職、(70)前職フラグ、(71)外国人、(72)乙欄、(73)適用条文1、(74)適用条文2、(75)適用条文3、(76)マスタチェックエラー、(77)扶養アンマッチエラー、(78)ワーニングエラー、(79)エラー、(80)エラー表示1～15、(81)置換え表示1～15、(82)主たる資料番号、(83)適用条文A、(84)適用条文B、(85)適用条文C、(86)寡婦理由、(87)居住年月日1、(88)居住年月日2、(89)住宅旧制度フラグ、(90)特定増改築フラグ1、(91)特定増改築フラグ2、(92)役所コード、(93)有資格、(94)租税、(95)優先番号、(96)使用不可、(97)本人特定フラグ、(98)優先資料フラグ、(99)資料分類区分、(100)個人査定済フラグ、(101)IDカードナンバー、(102)修正区分、(103)処理年月日、(104)配特有無、(105)エラー解除、(106)削除有無

<資料メモ>

(1)年度、(2)資料番号、(3)メモ欄

<資料その他氏名>

(1)住民コード、(2)その他カナ氏名1、(3)その他生年月日1、(4)その他カナ氏名2、(5)その他生年月日2、(6)その他カナ氏名3、(7)その他生年月日3、(8)IDカードナンバー、(9)処理年月日

<資料電子給報>

(1)取込年月日、(2)年度、(3)連番、(4)インプットファイル名、(5)簿冊番号、(6)総括表一連番号、(7)一連番号、(8)資料種別大、(9)資料種別小、(10)付番年月日、(11)印刷年月日、(12)印刷状況フラグ、(13)媒体区分、(14)納税者ID、(15)受付番号、(16)XML連番、(17)管理番号、(18)課税番号、(19)補助番号、(20)区切り文字、(21)支払調書の種類、(22)整理番号1、(23)本支店等区分番号、(24)提出義務者住所、(25)提出義務者名称、(26)提出義務者電話番号、(27)整理番号2、(28)提出者住所、(29)提出者名称、(30)訂正表示、(31)年分、(32)受給者住所、(33)受給者国外住居表示、(34)受給者氏名、(35)受給者役職名、(36)種別、(37)支払金額、(38)未払金額、(39)給与所得控除後給与等金額、(40)所得控除合計額、(41)源泉徴収税額、(42)未徴収税額、(43)控配有無、(44)老配、(45)配偶者特別控除額、(46)特定扶養人数主、(47)特定扶養人数従、(48)老人扶養人数主、(49)同居老人扶養人数、(50)老人扶養人数従、(51)その他扶養人数主、(52)その他扶養人数従、(53)特障扶養人数、(54)同居障害者人数、(55)他障扶養人数、(56)社会保険料等金額、(57)社会保険料等金額内訳、(58)生命保険料控除額、(59)地震保険料控除額、(60)住宅借入金等特別控除額、(61)旧個人年金保険料金額、(62)配偶者合計所得、(63)旧長期損害保険料金額、(64)受給者生年月日元号、(65)受給者生年月日年、(66)受給者生年月日月、(67)受給者生年月日日、(68)夫有、(69)未成年者、(70)乙欄適用、(71)本人特別障害、(72)本人その他障害、(73)老年者、(74)寡婦、(75)寡夫、(76)勤労学生、(77)死亡退職、(78)災害者、(79)外国人、(80)中途就退職区分、(81)中途就退職年、(82)中途就退職月、(83)中途就退職日、(84)他支払者住所、(85)他支払者国外住所表示、(86)他支払者名称、(87)他支払者給与等金額、(88)他支払者徴収額、(89)他支払者社会保険料、(90)他支払者災害者徴収猶予税額、(91)他支払者退職年、(92)他支払者退職月、(93)他支払者退職日、(94)居住年月日1回目年、(95)居住年月日1回目月、(96)居住年月日1回目日、(97)住宅借入金等特別控除適用数、(98)住宅借入金等特別控除可能額、(99)住宅借入金等特別控除区分1回目、(100)住宅借入金等の額1回目、(101)居住年月日2回目年、(102)居住年月日2回目月、(103)居住年月日2回目日、(104)住宅借入金等特別控除区分2回目、(105)住宅借入金等の額2回目、(106)摘要、(107)新生命保険料金額、(108)旧生命保険料金額、(109)介護医療保険料金額、(110)新個人年金保険料金額、(111)年少扶養人数、(112)普通徴収、(113)青色専従者、(114)条約免除、(115)カナ氏名、(116)受給者番号、(117)提出先市町村コード、(118)指定番号、(119)指定番号設定済フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<資料電子年報>

(1)取込年月日、(2)年度、(3)連番、(4)インプットファイル名、(5)簿冊番号、(6)総括表一連番号、(7)一連番号、(8)資料種別大、(9)資料種別小、(10)付番年月日、(11)印刷年月日、(12)印刷状況フラグ、(13)媒体区分、(14)納税者ID、(15)受付番号、(16)XML連番、(17)管理番号、(18)課税番号、(19)補助番号、(20)区切り文字、(21)法定資料の種類、(22)整理番号1、(23)本支店等区分番号、(24)提出義務者住所、(25)提出義務者名称、(26)提出義務者電話番号、(27)整理番号2、(28)提出者住所、(29)提出者名称、(30)訂正表示、(31)年分、(32)受給者住所、(33)受給者国外住所表示、(34)受給者氏名、(35)受給者生年月日元号、(36)受給者生年月日年、(37)受給者生年月日月、(38)受給者生年月日日、(39)支払金額1、(40)未払金1、(41)源泉徴収税額1、(42)未徴収税額1、(43)支払金額2、(44)未払金2、(45)源泉徴収税額2、(46)未徴収税額2、(47)支払金額3、(48)未払金3、(49)源泉徴収税額3、(50)未徴収税額3、(51)本人特別障害者、(52)本人その他障害者、(53)本人高齢者、(54)控配有無、(55)老人扶養人数、(56)その他扶養人数、(57)特別障害者数、(58)その他障害者数、(59)社会保険料の金額、(60)特定扶養人数、(61)摘要、(62)同居特障人数、(63)特別寡婦、(64)寡婦寡夫、(65)年少扶養人数、(66)受給者カナ氏名、(67)受給者番号、(68)提出先市町村コード、(69)指定番号

<資料国税連携データ>

(1)ファイル名、(2)国税連携XMLデータ、(3)取込年月日、(4)帳票様式ID、(5)帳票様式IDVR、(6)主たる帳票様式ID、(7)主たる帳票様式IDVR、(8)年分、(9)カナ氏名、(10)漢字氏名、(11)漢字住所、(12)生年月日、(13)資料番号、(14)簿冊番号、(15)総括表一連番号、(16)一連番号、(17)資料種別大、(18)資料種別小、(19)資料番号付番年月日、(20)画像形式変換状況フラグ、(21)画像形式変換年月日、(22)印刷状況フラグ、(23)印刷年月日、(24)ファイル名_データ区分、(25)ファイル名_ファイル種別、(26)ファイル名_送信先地方自治体コード、(27)ファイル名_送信先判別コード、(28)ファイル名_納税地住所コード、(29)ファイル名_1月1日地方自治体コード、(30)ファイル名_申告区分、(31)ファイル名_確定申告区分、(32)ファイル名_課税異動事由コード、(33)ファイル名_取込区分、(34)ファイル名_異動年月日、(35)ファイル名_局署番号、(36)ファイル名_整理番号、(37)ファイル名_バッチ番号、(38)ファイル名_受付番号、(39)ファイル名_連絡データ作成年月日、(40)ファイル名_団体確認用フラグ、(41)ファイル名_台帳番号、(42)ファイル名_拡張子

<資料国税連携補記データ>

(1)年度、(2)資料番号、(3)簿冊番号、(4)総括表一連番号、(5)一連番号、(6)住民コード、(7)カナ氏名、(8)本人障害者区分フラグ、(9)配偶者障害者区分フラグ、(10)扶養者障害者区分1~10、(11)配専フラグ1~4、(12)未成年フラグ、(13)寡婦夫フラグ、(14)勤労学生フラグ、(15)青白フラグ、(16)専従者フラグ、(17)家事均フラグ、(18)別居フラグ、(19)所得控除コード・額1~10、(20)IDカードナンバー、(21)処理年月日、(22)旧個人年金保険料支払額、(23)新個人年金保険料支払額、(24)旧一般生命保険料支払額、(25)新一般生命保険料支払額、(26)介護医療保険料支払額、(27)寄附金支払額地方公共団体以外、(28)寄附金支払額地方公共団体分、(29)寄附金支払額都道府県条例指定分、(30)寄附金支払額市区町村条例指定分、(31)配偶者生年月日、(32)扶養者生年月日1~10、(33)扶養者控除額1~10、(34)専従者生年月日1~4、(35)専従者控除額1~4、(36)専従者控除合計額、(37)株式配当所得、(38)配当割控除額、(39)譲渡割控除額、(40)徴収方法、(41)住宅旧制度フラグ、(42)住宅増改築フラグ1、(43)居住年月日1、(44)住宅増改築フラグ2、(45)居住年月日2、(46)旧長期損保支払額、(47)住宅控除適用消費税率1、(48)住宅控除適用消費税率2

<資料年金報告>

(1)処理年度、(2)簿冊番号、(3)総括表一連番号、(4)一連番号、(5)レコード区分、(6)市町村コード、(7)特別徴収義務者コード、(8)通知内容コード、(9)作成年月日、(10)生年月日、(11)性別、(12)氏名カナ、(13)氏名漢字、(14)郵便番号、(15)住所カナ、(16)住所漢字、(17)支払金額1、(18)支払金額2、(19)支払金額3、(20)源泉徴収金額1、(21)源泉徴収金額2、(22)源泉徴収金額3、(23)本人特別障害、(24)本人普通障害、(25)控配有無、(26)老配有無、(27)特定扶養人数、(28)老人扶養人数、(29)その他扶養人数、(30)特別障害者数、(31)その他障害者数、(32)社会保険料の金額、(33)摘要、(34)支払年分、(35)メモ欄、(36)年少扶養人数、(37)同居特障人数、(38)特別寡婦、(39)寡婦寡夫

<MT給報>

(1)和暦年度、(2)役所コード、(3)支払調書種類、(4)レコード区分、(5)カナ漢字区分、(6)整理番号、(7)本支店区分、(8)訂正表示、(9)年分、(10)住所、(11)国外住所表示、(12)氏名、(13)役職名、(14)種類、(15)給与支払金額、(16)未支払金額、(17)給与所得、(18)控除額合計、(19)源泉徴収税額、(20)未徴収税額、(21)控配有無、(22)老控配、(23)配特額、(24)老人扶養、(25)同居老親、(26)老人扶養従、(27)その他扶養、(28)その他扶養従、(29)特別障害扶養、(30)同居特障、(31)普通障害扶養、(32)社会保険料、(33)小規模企業共済等掛金、(34)生命保険料、(35)地震保険料、(36)住宅取得特別控除、(37)旧個人年金保険料、(38)配偶者所得、(39)旧長期損害保険料、(40)生年月日、(41)夫有、(42)未成年、(43)乙欄、(44)本人特別障害、(45)本人普通障害、(46)高齢者、(47)寡婦、(48)寡夫、(49)勤労学生、(50)死亡退職、(51)災害者、(52)外国人、(53)中途就退職区分、(54)中途就退職年月日、(55)他支払者住所、(56)他支払者国外住所表示、(57)他支払者氏名、(58)前職給与額、(59)徴収した税額、(60)前職社保、(61)災害者徴収猶予税額、(62)他支払者退職年月日、(63)住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日1、(64)住宅借入金等特別控除適用数、(65)住宅借入金等特別控除可能額、(66)住宅借入金等特別控除区分1、(67)住宅借入金等の額1、(68)住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日2、(69)住宅借入金等特別控除区分2、(70)住宅借入金等の額2、(71)摘要欄、(72)特定扶養、(73)特定扶養従、(74)年少扶養、(75)個人番号、(76)簿冊番号、(77)総括表一連番号、(78)一連番号、(79)新生命保険料、(80)旧生命保険料、(81)介護医療保険料、(82)新個人年金保険料、(83)普徴フラグ、(84)青専フラグ、(85)条約免除、(86)カナ氏名、(87)受給者番号、(88)提出市町村コード、(89)指定番号、(90)支払者住所、(91)支払者名称

<MT給報メモ>

(1)年度、(2)資料番号、(3)メモ欄

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<年金特別徴収対象者情報>

(1)年度、(2)年金保険者用整理番号1、(3)住民コード、(4)特別徴収義務者コード、(5)年金コード、(6)生年月日、(7)性別、(8)氏名カナ、(9)氏名漢字、(10)郵便番号、(11)住所カナ、(12)住所漢字、(13)本人希望徴収区分、(14)区分1～10、(15)年金保険者用整理番号2、(16)IDカードナンバー、(17)修正区分、(18)処理年月日

<年金特別徴収通知情報>

(1)年度、(2)年金保険者用整理番号1、(3)世代、(4)作成年月日、(5)通知内容コード、(6)各種区分、(7)処理結果、(8)各種年月日、(9)金額1、(10)金額2、(11)金額3、(12)IDカードナンバー、(13)修正区分、(14)処理年月日

<年特通番管理>

(1)賦課年度、(2)住民コード、(3)通知書番号

<他市回送情報>

(1)資料番号、(2)資料種別大、(3)氏名カナ、(4)漢字氏名、(5)生年月日、(6)住所1、(7)住所2、(8)異動日、(9)事由、(10)住所3、(11)住所4、(12)方書、(13)発行済フラグ、(14)未特定区分、(15)ソート順位、(16)登録年月日、(17)発行年月日、(18)他市郵便番号、(19)他市住所1、(20)他市住所2、(21)他市名称、(22)発布日邦暦元号、(23)発布日西暦年、(24)発布日邦暦年、(25)発布日月、(26)発布日日、(27)当市電話番号、(28)バーコード、(29)ページ数、(30)住民コード、(31)自治体コード

<メモ単年>

(1)年度、(2)住民コード、(3)メモ欄

<メモ通年>

(1)住民コード、(2)メモ欄

<扶養是正情報>

(1)年度、(2)住民コード、(3)作成年月日、(4)更新年月日、(5)更新担当者ID、(6)確認済フラグ、(7)出力済フラグ、(8)出力年月日、(9)印刷済フラグ、(10)印刷年月日、(11)処理区分、(12)連絡せん資料番号、(13)賦課期日住所カナ、(14)課税年分、(15)所得税確定申告有無、(16)申告漏れ情報の有無、(17)是正対象者控除額誤、(18)是正対象者控除額正、(19)転出年月日、(20)転出先住所等、(21)局署番号、(22)整理番号、(23)eTax利用者識別番号、(24)支払者名称、(25)支払者名称カナ、(26)支払者所在地、(27)支払者電話番号、(28)被扶養者(住民コード、続柄区分、確定申告有無、資料判別フラグ、是正理由フラグ、支払者名称、支払者所在地、支払者電話番号、否認理由補完)1～3、(29)申告漏れ(所得区分、収入金額、所得金額、社会保険料控除額、源泉徴収税額、支払者名称、支払者所在地、支払者電話番号、内容)1～4、(30)連絡事項、(31)エラー表示1～4、(32)削除フラグ

<資料電子法定調書301(利子等)>

(1)取込年月日、(2)年度、(3)連番、(4)インプットファイル名、(5)ファイル名_データ区分、(6)ファイル名_ファイル種別、(7)ファイル名_データ種別、(8)ファイル名_送信先地方自治体コード、(9)ファイル名_法定調書ファイルバージョン情報、(10)ファイル名_年分、(11)ファイル名_連絡データ作成年月日、(12)ファイル名_処理通番、(13)ファイル名_ファイル内レコード件数、(14)ファイル名_拡張子、(15)簿冊番号、(16)総括表一連番号、(17)一連番号、(18)付番年月日、(19)疑似照合年月日、(20)疑似照合状況フラグ、(21)印刷年月日、(22)印刷状況フラグ、(23)他市回送自治体コード、(24)他市回送出力済フラグ、(25)他市回送出力年月日、(26)更新年月日、(27)更新担当者ID、(28)人格住所コード5桁、(29)TSV作成年月日、(30)資料識別コード、(31)局署番号、(32)整理番号、(33)資料年分、(34)資料処理年月日、(35)無効区分、(36)受取人住所、(37)受取人氏名漢字、(38)受取人氏名カナ、(39)受取人口座住所、(40)受取人口座名称、(41)支払者所在地、(42)支払者名称、(43)生年月日、(44)外国サイン、(45)外国証券口座番号、(46)利子等種別1、(47)記号番号1、(48)支払金額1、(49)源泉徴収税額1、(50)支払確定年月日1、(51)租税条約適用有無1、(52)利子等種別2、(53)記号番号2、(54)支払金額2、(55)源泉徴収税額2、(56)支払確定年月日2、(57)租税条約適用有無2、(58)利子等種別3、(59)記号番号3、(60)支払金額3、(61)源泉徴収税額3、(62)支払確定年月日3、(63)租税条約適用有無3、(64)利子等種別4、(65)記号番号4、(66)支払金額4、(67)源泉徴収税額4、(68)支払確定年月日4、(69)租税条約適用有無4、(70)利子等種別5、(71)記号番号5、(72)支払金額5、(73)源泉徴収税額5、(74)支払確定年月日5、(75)租税条約適用有無5、(76)利子等種別6、(77)記号番号6、(78)支払金額6、(79)源泉徴収税額6、(80)支払確定年月日6、(81)租税条約適用有無6、(82)摘要、(83)メモ、(84)エラー表示1～10

<資料電子法定調書302(配当、剰余金の分配及び基金利息)>

(1)取込年月日、(2)年度、(3)連番、(4)インプットファイル名、(5)ファイル名_データ区分、(6)ファイル名_ファイル種別、(7)ファイル名_データ種別、(8)ファイル名_送信先地方自治体コード、(9)ファイル名_法定調書ファイルバージョン情報、(10)ファイル名_年分、(11)ファイル名_連絡データ作成年月日、(12)ファイル名_処理通番、(13)ファイル名_ファイル内レコード件数、(14)ファイル名_拡張子、(15)簿冊番号、(16)総括表一連番号、(17)一連番号、(18)付番年月日、(19)疑似照合年月日、(20)疑似照合状況フラグ、(21)印刷年月日、(22)印刷状況フラグ、(23)他市回送自治体コード、(24)他市回送出力済フラグ、(25)他市回送出力年月日、(26)更新年月日、(27)更新担当者ID、(28)人格住所コード5桁、(29)TSV作成年月日、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(30)資料識別コード、(31)局署番号、(32)整理番号、(33)資料年分、(34)資料処理年月日、(35)無効区分、(36)受取人住所、(37)受取人氏名漢字、(38)受取人氏名カナ、(39)受取人口座住所、(40)受取人口座名称、(41)支払者所在地、(42)支払者名称、(43)生年月日、(44)株式種類、(45)旧株口数、(46)新株口数、(47)配当等金額、(48)源泉徴収税額、(49)事業年度自年月日、(50)事業年度至年月日、(51)支払確定年月日、(52)配当金額円、(53)配当金額銭、(54)摘要、(55)メモ、(56)エラー表示1～10

<資料電子法定調書309(報酬、料金、契約金及び賞金)>

(1)取込年月日、(2)年度、(3)連番、(4)インプットファイル名、(5)ファイル名_データ区分、(6)ファイル名_ファイル種別、(7)ファイル名_データ種別、(8)ファイル名_送信先地方自治体コード、(9)ファイル名_法定調書ファイルバージョン情報、(10)ファイル名_年分、(11)ファイル名_連絡データ作成年月日、(12)ファイル名_処理通番、(13)ファイル名_ファイル内レコード件数、(14)ファイル名_拡張子、(15)簿冊番号、(16)総括表一連番号、(17)一連番号、(18)付番年月日、(19)疑似照合年月日、(20)疑似照合状況フラグ、(21)印刷年月日、(22)印刷状況フラグ、(23)他市回送自治体コード、(24)他市回送出力済フラグ、(25)他市回送出力年月日、(26)更新年月日、(27)更新担当者ID、(28)人格住所コード5桁、(29)TSV作成年月日、(30)資料識別コード、(31)局署番号、(32)整理番号、(33)資料年分、(34)資料処理年月日、(35)無効区分、(36)受取人住所、(37)受取人氏名漢字、(38)受取人氏名カナ、(39)受取人口座住所、(40)受取人口座名称、(41)支払者所在地、(42)支払者名称、(43)生年月日、(44)報酬区分1、(45)報酬細目1、(46)支払金額1、(47)源泉徴収税額1、(48)報酬区分2、(49)報酬細目2、(50)支払金額2、(51)源泉徴収税額2、(52)報酬区分3、(53)報酬細目3、(54)支払金額3、(55)源泉徴収税額3、(56)報酬区分4、(57)報酬細目4、(58)支払金額4、(59)源泉徴収税額4、(60)報酬区分5、(61)報酬細目5、(62)支払金額5、(63)源泉徴収税額5、(64)報酬区分6、(65)報酬細目6、(66)支払金額6、(67)源泉徴収税額6、(68)摘要、(69)メモ、(70)エラー表示1～10

<資料電子法定調書359(配当、剰余金の分配及び基金利息)>

(1)取込年月日、(2)年度、(3)連番、(4)インプットファイル名、(5)ファイル名_データ区分、(6)ファイル名_ファイル種別、(7)ファイル名_データ種別、(8)ファイル名_送信先地方自治体コード、(9)ファイル名_法定調書ファイルバージョン情報、(10)ファイル名_年分、(11)ファイル名_連絡データ作成年月日、(12)ファイル名_処理通番、(13)ファイル名_ファイル内レコード件数、(14)ファイル名_拡張子、(15)簿冊番号、(16)総括表一連番号、(17)一連番号、(18)付番年月日、(19)疑似照合年月日、(20)疑似照合状況フラグ、(21)印刷年月日、(22)印刷状況フラグ、(23)他市回送自治体コード、(24)他市回送出力済フラグ、(25)他市回送出力年月日、(26)更新年月日、(27)更新担当者ID、(28)人格住所コード5桁、(29)TSV作成年月日、(30)資料識別コード、(31)局署番号、(32)整理番号、(33)資料年分、(34)資料処理年月日、(35)無効区分、(36)受取人住所、(37)受取人氏名漢字、(38)受取人氏名カナ、(39)受取人口座住所、(40)受取人口座名称、(41)支払者所在地、(42)支払者名称、(43)生年月日、(44)株式種類、(45)旧株口数、(46)新株口数、(47)配当等金額、(48)源泉徴収税額、(49)事業年度自年月日、(50)事業年度至年月日、(51)支払確定年月日、(52)配当金額円、(53)配当金額銭、(54)支払者所在地、(55)支払者名称、(56)摘要、(57)メモ、(58)エラー表示1～10

<資料電子法定調書回送対象者>

(1)テーブル名、(2)取込年月日、(3)年度、(4)連番、(5)回送住民コード、(6)回送氏名、(7)回送住所、(8)回送方書

<個人番号管理情報>

(1)業務識別子、(2)宛番号(住民コード)、(3)個人番号、(4)団体内統合宛番号、(5)個人番号更新区分、(6)個人番号更新業務識別子、(7)個人番号異動事由、(8)個人番号異動年月日、(9)除外区分、(10)グループKEY、(11)削除フラグ

<寄附金申告特例管理情報>

(1)レコードNo、(2)手続ID、(3)手続ID_error、(4)修正回数、(5)通知年月日、(6)通知年月日_error、(7)回送先団体コード、(8)回送先団体コード_error、(9)回送先政令指定都市区コード、(10)回送先区_事務所コード、(11)回送先市区町村_長、(12)回送先市区町村_長_error、(13)回送元団体コード、(14)回送元団体コード_error、(15)回送元市区町村_長または都道府県知事、(16)回送元市区町村_長または都道府県知事_error、(17)連絡先組織名、(18)連絡先電話番号、(19)年分、(20)年分_error、(21)住所、(22)フリガナ、(23)フリガナ_error、(24)氏名、(25)氏名_error、(26)個人番号、(27)性別、(28)性別_error、(29)生年月日、(30)生年月日_error、(31)電話番号、(32)合計寄附金額、(33)備考、(34)団体間回送発行番号、(35)簿冊番号、(36)総括表一連番号、(37)一連番号、(38)取込年月日、(39)削除フラグ、(40)住民コード、(41)住民コード_error、(42)エラーフラグ1～10、(43)町コード、(44)修正済フラグ、(45)エラー有フラグ、(46)管理不要フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

◎個人住民税賦課システム(ホスト)管理項目

<特徴普徴マスタ情報>

(1)課税年度、(2)特徴番号、(3)整理番号、(4)通知書番号、(5)個人コード、(6)調定区分、(7)調定年度、(8)特普区分、(9)1月1日カナ氏名、(10)1月1日漢字氏名、(11)1月1日住所、(12)1月1日カナ方書、(13)1月1日漢字方書、(14)給与収入、(15)年金収入(公的)、(16)控除、(17)扶養人数(特定、年少、一般、同老、老人)、(18)扶養障がい人数(同特、特障、普障)、(19)本人該当(障害、寡婦、寡夫、勤労学生、未成年者)、(20)青白区分、(21)専従者数、(22)資料区分、(23)家屋数均等割、(24)併徴(増普)区分、(25)専従者給与区分、(26)非課税区分、(27)減免区分、(28)例外入力データマーク、(29)土地等の所得(土地等事業、土地等雑)、(30)総合所得(給与(給与所得)、営業等、農業、配当一株式等、配当その他、総合短期譲渡後、総合長期譲渡後、一時、不動産、雑、利子)、(31)分離譲渡所得等(分離短期一般前、分離短期一般特別控除額、分離短期一般後、分離短期軽減前、分離短期軽減特別控除額、分離短期軽減後、分離長期一般前、分離長期一般特別控除額、分離長期一般後、分離長期特定前、分離長期特定特別控除額、分離長期特定後、分離長期軽減(居住)前、分離長期軽減(居住)特別控除額、分離長期軽減(居住)後、上場株式等の譲渡、非上場株式等の譲渡、上場株式等の配当、先物取引)、(32)山林所得、(33)退職所得、(34)繰越損失控除(繰越雑損失、繰越純損失一総所得分、繰越純損失一長短期事業雑、繰越純損失一土地等事業雑、繰越純損失一分離短期、繰越純損失一分離長期、繰越純損失一山林、繰越純損失一退職、繰越純損失一株式等譲渡、繰越純損失一上場株式等の配当、繰越純損失一先物、繰越純損失一分離長期居住分)、(35)所得控除(雑損、寄附金、医療費、社会保険料、小共済、生命保険、地震保険、障・老・寡・勤十同特差額、配偶者、配偶者特別、扶養、基礎、控除合計)、(36)専従者給与、(37)非課税所得、(38)年金所得(公的)、(39)旧個人年金保険料支払額、(40)新個人年金保険料支払額、(41)旧一般生命保険料支払額、(42)新一般生命保険料支払額、(43)介護医療保険料支払額、(44)長期損害保険料支払額、(45)配当所得(1/2)、(46)配当所得(1/4)、(47)免税所得、(48)臨時所得、(49)変動所得、(50)変動超過額、(51)特徴給与収入、(52)株式等譲渡所得割額控除額、(53)配当割額控除額、(54)合計所得金額、(55)総所得金額、(56)総所得金額等、(57)増普相手の年税額、(58)増普相手の差引年税額、(59)特徴/普徴自身の課税標準額(総合、分離短期一般、分離短期軽減、分離長期一般、分離長期特定、分離長期軽減(居住)、上場株式等の譲渡、非上場株式等の譲渡、上場株式等の配当、土地等事業雑、先物取引、山林、退職)、(60)特徴/普徴自身の市民税所得割(総所得の所得割、配当控除、外国税額控除、調整額、均等割、分離短期一般、分離短期軽減、分離長期一般、分離長期特定、分離長期軽減(居住)、上場株式等の譲渡、非上場株式等の譲渡、上場株式等の配当、土地等事業雑、先物取引、山林、退職、定率控除額、人的控除差額調整額、老年者特例控除額、配当割株式等譲渡所得割控除額、住宅借入金等特別税額控除額、所得変動に係る特例控除額、寄附金特別税額控除額)、(61)特徴/普徴自身の府民税所得割(総所得の所得割、配当控除、外国税額控除、調整額、均等割、分離短期一般、分離短期軽減、分離長期一般、分離長期特定、分離長期軽減(居住)、上場株式等の譲渡、非上場株式等の譲渡、上場株式等の配当、土地等事業雑、先物取引、山林、退職、定率控除額、人的控除差額調整額、老年者特例控除額、配当割株式等譲渡所得割控除額、住宅借入金等特別税額控除額、所得変動に係る特例控除額、寄附金特別税額控除額)、(62)特徴/普徴自身の年税額、(63)減免(市民税一所得割、市民税一均等割、府民税一所得割、府民税一均等割、減免合計額)、(64)差引年税額(充当前)、(65)控除不足額(配当割株式等譲渡所得割)、(66)充当額、(67)納付額(充当後差引年税額)、(68)配当割株式等譲渡所得割還付金、(69)債権額、(70)年金特別徴収税額、(71)支払回数割額4月(充当後)、(72)支払回数割額6月(充当後)、(73)支払回数割額8月(充当後)、(74)支払回数割額10月(充当後)、(75)支払回数割額12月(充当後)、(76)支払回数割額2月(充当後)、(77)支払回数割額4月(充当後)、(78)支払回数割額6月(充当後)、(79)支払回数割額8月(充当後)、
<<以降、普通徴収関連(80~86)>>→ (80)既徴収期、(81)各充当前期割額(1期~18期)、(82)各期割額1期~4期(充当後)、(83)各期割額5期~18期(随時1~14)(充当後)、(84)徴収期間一開始月、(85)徴収期間一終了月、(86)各月割額(6月~5月分)(充当後)、
<<以降、特別徴収関連(87~92)>>→ (87)前義務者での徴収税額、(88)徴収期間一開始月、(89)徴収期間一終了月、(90)各充当前月割額(6月~5月分)、(91)各月割額(6月~5月分)(充当後)、(92)各月割額(6月~5月分)(他義務者一充当後)、
(93)異動区分、(94)決定理由、(95)更正開始月/期、(96)増普コード、(97)徴収区分変更(退職年月日、開始期/月)、(98)転勤(旧徴収期間一開始月、旧徴収期間一終了月、転勤年月日、新徴収期間一開始月、新徴収期間一終了月、旧特徴番号)、(99)取消前特普区分、(100)市民税一差引所得割額、(101)府民税一差引所得割額、(102)当初の資料番号、(103)受給者番号、(104)年金特徴の特別徴収義務者コード、(105)年金特徴の年金コード、(106)年金特徴継続区分、(107)本人希望徴収区分、(108)CS徴収区分、(109)CS側異動情報(CS徴収済月、CS徴収開始月、CS徴収済期、CS徴収開始期、CS徴収済年月)、(110)住宅借入金等の居住年月日、(111)住宅借入金等の旧制度区分、(112)過年減額サイン、(113)旧通知書番号、(114)異動処理日、(115)担当者コード、(116)当初納付書関係、(117)納付種別(全般)、(118)納付種別(年金特徴)、(119)死亡区分、(120)市内市外区分、(121)年金資料課税区分、(122)口座振替区分

<特別徴収義務者情報>

(1)課税年度、(2)通知書番号、(3)法人コード、(4)調定コード、(5)調定年度、(6)法人格コード、(7)法人格前後区分、(8)郵便番号、(9)全国市区町村コード、(10)カナ住所、(11)カナ名称、(12)カナ部課名、(13)漢字住所、(14)漢字名称、(15)漢字部課名、(16)編集後漢字住所、(17)編集後漢字名称、(18)電話番号、(19)給与(締切日、支払日)、(20)総人員実績(前年度、2年度前、3年度前、4年度前、5年度前)、(21)総括表発送マーク、(22)納期の特例区分、(23)特例マーク(特徴不可、その他(特例メモ参照)、納入書不要)、(24)当初課税時の内容(年税額(充当後の納付額)、人員内訳(総人員、納税者、納税者内容(均・所、均のみ)、非課税者)※充当前)、(25)更正後の内容(処理日、更正後年税額(充当後の納付額)、総人員(充当前)、納付額(月割額6月~5月(充当後))、(26)月別納税者人員(6月~5月(充当後の納税者人員))、(27)最終特徴番号、(28)担当者コード、(29)データ区分

<世帯課税情報(世帯主)>

(1)世帯コード、(2)カナ世帯主氏名、(3)漢字世帯主氏名、(4)住所、(5)カナ方書、(6)漢字方書、(7)課税権、(8)有効年、(9)宛名の出どころ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<世帯課税情報(世帯員)>

(1)個人コード、(2)オンライン処理による入力日(和暦)、(3)バッチ処理による更新日(和暦)、(4)世帯コード、(5)正個人コード/仮個人コード、(6)特普区分、(7)特徴番号、(8)通知書番号、(9)カナ氏名、(10)漢字氏名、(11)続柄コード(第1世代)、(12)続柄コード(第2世代)、(13)続柄コード(第3世代)、(14)続柄コード(戸籍関係)、(15)生年月日、(16)性別、(17)過去の課税実績((1年度前~4年度前)の特徴<特徴番号、登録/取消日、処理区分>、普徴<通知書番号、登録/取消日、処理区分>)、(18)仮更新中フラグ((現年・前年・2~4年前)の登録/取消日、処理区分)、(19)簡易申告フラグ((現年・前年)の登録/取消日、処理区分)、(20)他市課税フラグ((現年・前年・2~4年前)の登録/取消日、処理区分)、(21)証明書発行停止フラグ((現年・前年・2~4年前)の登録/取消日、処理区分)

<納付書発送情報(個人)>

(1)個人コード、(2)カナ氏名、(3)漢字氏名、(4)課税実績(課税年度、通知書番号)、(5)課税実績、格納用添字

<納付書発送情報(個人明細)>

(1)調定年度、(2)通知書番号、(3)納付書発送日、(4)課税年度、(5)納付書返戻日、(6)納付書返戻・処理区分、(7)納付書返戻・登録事由、(8)仮調定年度、(9)仮通知書番号、(10)通知書番号付番日、(11)返戻フラグ登録/取消日、(12)個人コード、(13)漢字氏名

<通知書番号情報>

(1)通知書番号

<オンラインシステムログ情報>

(1)業務コード、(2)処理日、(3)処理時間、(4)論端名、(5)プログラム名称、(6)カード番号、(7)個人コード、(8)個人番号、(9)画面・帳票に使用した情報

<宛名情報>

(1)個人コード、(2)法人コード、(3)履歴番号、(4)個人番号、(5)法人番号、(6)法個外区分、(7)異動処理日、(8)入力課コード、(9)外字登録フラグ、(10)氏名桁あふれ、(11)転出・死亡・削除事由、(12)性別、(13)生年月日、(14)住民日、(15)住民届出日、(16)削除日(転出・死亡)、(17)転出実定日、(18)国籍、(19)世帯コード、(20)続柄、(21)法人格コード、(22)法人格前後区分、(23)現住所情報(住所コード、郵便番号、カナ地番、カナ方書、カナ住所、漢字住所)、(24)市内最終住所(住所コード、郵便番号、カナ地番、カナ方書、漢字地番、漢字方書)、(25)カナ氏名、(26)漢字氏名、(27)発送先フラグ(普徴、特徴、固定、償却、軽自、収納、清掃)、(28)発送先住所(住所コード、郵便番号、カナ地番、カナ方書、カナ住所、漢字住所)、(29)現住所バーコード、(30)市内最終住所バーコード、(31)発送先住所バーコード、(32)宛名備考情報、(33)削除フラグ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>申告時や課税資料の收受の場面において、高槻市住民以外の情報、本人以外の情報を入手してしまう等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード等、身分証明書の提示により本人確認を厳格に行い、対象者であることを確認する。 ・住民からの申告等情報を受け付ける場合は、宛名マスタの個人番号と照合チェックし、宛名情報を基に作成された課税対象者情報と紐付けを行う。該当しないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、紛失等回避の為、資料回送履歴の管理を行う。 <p><eLTAXにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システムでは申告等の手続きを行おうとしている者のみ情報を受け付け、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。 ・国税連携システムは、地方税ポータルセンタを通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっており、国税庁及び他市区町村が本市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>申告時や課税資料の收受の場面において、過剰な書類添付により過剰な特定個人情報を入手してしまう等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料等については様式化されていることから、必要最低限の情報のみを入手し、不必要に入手することはない。 ・不必要な書類等は收受しない。不必要な書類等が提出された場合は速やかに返還を行う。 <p><eLTAXにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム及び国税連携システムでは、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>申告時や課税資料の收受の場面において、住民に対し説明不足のまま情報を入手することや、規定外の経路からの情報入手により詐取・奪取をしてしまう等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告等情報については、使用目的を説明した上で取得することとしている。 ・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXにて閉域網であるLGWAN回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ・紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、本市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。 <p><eLTAXにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。また、特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>申告時や課税資料の收受の場面において、不正確な情報の登録をしてしまう等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置> ・住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、通知カード、身分証明書等の確認や住所、氏名、生年月日、性別の4情報の聞取りにより本人確認を行う。 ・住民以外から提出される課税資料等情報については、個人番号、住所、氏名、生年月日の4情報に漏れがある場合、明らかに誤っている場合は、提出先に確認及び再提出指導等の措置を行う。</p> <p><eLTAXにおける措置> ・番号法施行規則第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより確認する。また、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>申告時や課税資料の收受の場面において、不正確な個人番号を登録してしまう等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置> ・提出された資料の個人番号を課税対象者情報の個人番号に突合させることで個人番号の真正性の確認を行う。 ・住登外課税者について課税対象者情報と合致しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットで照会を行い、真正性を確認する。</p> <p><eLTAXにおける措置> ・個人住民税賦課システムは統合宛名システムと連携して個人番号を保有しており、申告データ等を審査システム(eLTAX)から個人住民税賦課システムに登録する際に、真正性確認をする。また、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>特定個人情報について、申告や課税資料の入手後に内容が変更され、不正確な情報となってしまう等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置> ・入手した情報は窓口での聞取りや、添付書類との照合により正確性を確保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、税務調査を行い、適宜修正を行うことで正確性を確保している。 ・特定個人情報の登録、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために当該処理を行った者以外の者が確認する等、必ず内容確認を行う。</p> <p><eLTAXにおける措置> ・審査システムは、地方税ポータルセンタで受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 ・国税連携システムで他市区町村や国税庁から入手した情報は、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>申告時や課税資料の收受の場面における特定個人情報の漏えい・紛失等のリスクを想定(情報の保管方法やネットワーク環境を考慮)</p> <p><本市全般における措置> 特定個人情報の入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底する。 【紙媒体に対する措置】 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。 ・紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。 【電子データに対する措置】 ・特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を極力用いないこととし、記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業することとする。事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。 ・特定個人情報の入手はインターネットにつながるネットワークや公衆回線網では行わない。 【業務システム共通に対する措置】 ・業務システムのうち個人情報が利用される業務については、閉域網である専用LAN回線のみで情報をやり取りすることで、漏洩・紛失のリスクを防止している。</p> <p><eLTAXにおける措置> ・閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>宛名システム使用時、特定個人情報を税務以外の目的で使用される等のリスクを想定(アクセス制御を考慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名システム、団体内統合宛名システム間の連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要なない情報との紐付けが行われないよう、システム上でアクセス制御を行う。 ・個人住民税賦課システムから宛名システムにアクセスする際も同様である。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>宛名以外のシステム使用時、特定個人情報を税務以外の目的で使用される等のリスクを想定(アクセス制御を考慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税賦課システムには、税務に関係のない情報を保有しない。 ・個人住民税賦課システム及び個人番号付きの課税資料を受信する国税連携システム、審査システム(eLTAX等)以外は、個人番号を用いた連携は行わない。 ・使用する全てのシステムは、職務上必要と認められる権限を与えられた者しか利用、アクセスを許可していない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・ユーザーIDごとのログ情報を管理している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ID/パスワードの発行管理について、業務主管課からの申請に基づき、システム管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を設定し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・失効管理について、権限を有していた職員の異動退職情報をシステム管理者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム管理者がユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上のアクセスが不要となったIDやアクセス権限を速やかに変更又は、削除する。 ・パスワードは6ヶ月ごとに変更しないと、システムにログインできないようにする。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作履歴を磁気ディスク等に記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。
その他の措置の内容	・端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度パスワードによる認証を行う仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	税務目的以外でのシステム使用に起因する情報漏えい等のリスクを想定 ・賦課徴収担当課以外の部署には、端末PCを設置しない。 ・職員については、セキュリティ研修を実施し、個人情報保護を徹底している。 ・他市町村や行政機関等において発生した個人情報漏えいの事案に係る新聞記事等の内容を研修で取り上げる
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム使用上、不正なファイル複製に起因する情報漏えい等のリスクを想定 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・職員については、セキュリティ研修を実施し、個人情報保護を徹底している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・エンドユーザコンピューティング(EUC)機能については利用者を制限し、システム管理者が定期的にログを確認している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者選定条件に、ISMSやプライバシーマーク認証の取得を含めており、契約に当たっては、別途秘密保護契約も締結している。 委託契約において必要に応じて実地の監査、調査等を行うことを定め、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務に係る実施体制(管理者、従事者)の提出を義務付け、必要最小限となるよう指導している。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 従事日時、作業内容等を報告書として提出するよう義務付けている。 システムを操作した履歴を磁気ディスク等に記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。 バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性があり、かつ、管理上の問題がない場合に限り、再委託を認めている。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に係る誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。 保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、作業場所を庁内のみとしている。 作業内容の取り扱いの範囲が分かるものを記録させている。 紙により特定個人情報を提供・收受するデータパンチ等の委託については、データ收受管理や、受渡、保管管理簿を残している。また、運搬・保管については金属ケースの利用、運搬ルート等の条件や、委託先の作業室への立入検査などについても定めている。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税賦課システム上の消去に関しては、職員が確認し委託先が消去を実施する。 データパンチ等の委託について、納入用のテープ等の外部記録媒体については次々回納品時には消去する。パンチ委託先のシステム上に残る情報の消去に関しては、委託業務終了後、本市が指定した日までに全情報を消去し、消去完了届の提出をしなければならないこととしている。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書上に個人情報取扱特記事項を明記している。 ①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督など⑥個人情報保護に関する誓約書⑦従事者への周知、罰則の教示等⑧作業場所⑨個人情報の授受、複製の禁止⑩記録媒体による成果物の表記⑪記録媒体等のセキュリティ対策、資料の返還⑫立入り検査、委託契約書の遵守状況についての報告、損害賠償、契約解除 など	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 業務全体の再委託は禁止しているが、一部の業務委託を許可する場合でも再委託先に対し、自らと同様の義務を負わせ、その遵守を監督する責任を負うことを契約書に記載している。 再委託を行う場合は、本市と委託先が協議したうえで、再委託先において、委託先と同程度以上のセキュリティ体制が確保できるとして本市が承認した場合のみ例外的に認めることとしている。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システム内のデータ及びプログラムを取り扱う場合は、細心の注意を払い適正に維持管理を行うこと、故意又は過失による改善防止を徹底することを契約書に記載している。 事故発生時又は、事故発生を予見したときは、直ちに本市に通知するとともに、必要な措置を講じ、当該措置内容を書面で報告するよう契約書に記載している。 	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>提供・移転処理後の定期的な調査や不正事案発生時に必要となる記録を作成しておく。 (対象は、紙文書・電子データ)</p> <p><本市全般における措置> ・個人住民税賦課システムでは、情報の提供・移転用のデータ作成処理においては処理記録を作成している。また、提供及び移転を受ける側のシステムにおいても処理記録を作成する。提供方法が紙ベースとなる場合は、日時、請求先、請求事由、提供内容、提供数、提供した職員氏名を記録している。 ・納税通知書や他市町村に対する地方税法第294条第3項通知(住登外者の二重課税防止)の発送に当たっては、発送記録を残している。また、eLTAXを経由した国税庁への扶養是正情報の提供については、eLTAXへ送信した日時を記録している。</p> <p><eLTAXにおける措置> ・送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等がeLTAXシステムに記録される。</p>		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><本市全般における措置> ・提供及び移転については、番号法等関係法令で定められた提供先・事項についてのみを行う。 ・独自利用を行う場合の提供及び移転については、高槻市個人情報保護条例に則り個人情報保護運営審議会の意見を聴くものとする。その上で、事前にデータ利用について移転先と協議を行ったうえで、許可した者のみ行うこととしている。 ・提供及び移転する情報のチェックを職員で重ねて行い、正しい情報が提供されているかをシステム上でも担保する。 ・高槻市個人情報保護条例に則り、認められる特定個人情報の提供については、具体的に誰に対し、何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているかの確認を行う。 ・システム管理者は、許可している使用範囲内であるか定期的にシステムログで確認を行う。</p> <p><eLTAXにおける措置> ・提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタへの送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p>		
その他の措置の内容	<p>・電算機室等への入退室権限及び、本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持出しを制限する。 ・記録を十分監視し、認証された業務外の利用や、複製の持出しをしないよう年に1度以上取扱いに関する研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの請求により個人番号の変更を行うよう、市民課と連携して対処する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>システム上、照会する権限がない者(事務)に対し、特定個人情報を提供・移転をしてしまうことに起因する情報漏えいや紛失等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携については、地方税法、番号法等関連法令上認められる提供及び移転以外は機能をシステム上設けない。 ・特定個人情報の庁内照会は、個人番号取扱事務実施者だけしか照会できないようにシステム上でアクセス制御を行う。 ・「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上で行う。 ・「移転」については、市民税課に届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。 <p><eLTAXにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システムにおいて、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには「利用者ID」「特別徴収義務者コード」があり、それにより提供先が設定される。 ・国税連携システムにおいて、特定個人情報の提供処理を行う場合、システム利用ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 ・いずれのシステムも、地方税ポータルセンタへの送信には、閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>提供・移転先で誤処理されることにより、本人に不利益を与えることや、誤った相手による不正使用等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要とする情報が必要とするシステムに確実に供給されるよう、予め定められた仕様による連携や、セキュリティの確保された回線を使用する等システム上にて担保されている。 ・紙ベースにて提供等を行う場合は、発送等の際に、複数の者が申請書と突合し、送付先及び提供内容などを確認の上処理を行う。 <p><eLTAXにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システムにおいて、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには「利用者ID」及び「特別徴収義務者コード」があり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。 ・いずれのシステムも本市から地方税ポータルセンタまでは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報を光ディスク等の媒体を用いて提供及び移転する場合は、データの暗号化の措置を施した上で、かつ情報を参照するために必要なパスワードを設定したものを送付する。このパスワードについては、別途媒体とは別の郵便物で送付する。</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>連携が認められていない特定個人情報を提供してしまう等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供及び移転する相手先や事務内容によって、システムのかつ、職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築し、安易に提供されることを防ぐ。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納した上で、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>システム上、権限がない者が、特定個人情報の提供をしてしまうこと起因する情報漏えいや初大等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができないようアクセス権限を行う。また、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存する仕組みが整備された団体内統合宛名システムを経由して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 ・情報移転の際は相手先とその妥当性について事前に検証し、不適切な方法で提供してしまうことを防止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>提供先で誤処理されることにより、本人に不利益を与えることや、誤った相手による不正使用等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手先とその妥当性について事前に検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止する。 ・誤った情報を提供及び移転してしまうリスクへの措置として、提供及び移転する情報のチェックを職員で重ねて行い、誤った情報が作成されないことをシステム上でも担保する。 ・誤った相手に提供及び移転してしまうリスクへの措置として、番号法に基づき認められる情報のみを認められた相手にしか移転できないよう、団体内統合宛名システムにおいて制限をかけている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

職員又は悪意ある第三者による不正アクセス等のリスクを想定

<本市全般における措置>

- ・当該事務の権限を有する職員にのみ実施できるようアクセス権限を設定している。
- ・システム管理者が定期的に業務共通システム・税務システムで記録している操作ログ記録を取得・確認するとともに、当該取組を関係職員に周知することで、目的外の入手を牽制している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電算機室及びデータセンターは、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。 ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・作業のために電算機室又はデータセンターへ入退室する際は、不要な機器の持込みが無いことを確認したうえで入退室の許可を行っている。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消化設備を有した建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。 ・入退室については、電算機室及びデータセンター所管のセキュリティ管理者の許可を受けた者に特定される。 ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理するか、利用しない際は、施錠できる保管庫で保管する。 ・記録媒体等を消去する際は、ワイピングによる消去等を行い復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、消去証明書を提出させる。 ・サーバー・端末機器・記録媒体等を廃棄する際は、ワイピング等による消去や、物理的に破損し復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し廃棄証明書を提出させる。 ・電磁的記録媒体等については、施錠可能な保管場所に格納する。 ・データベース等のバックアップを定期的に行っている。また、当該バックアップデータについては、同内容のものを遠隔地にも保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー及びパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。 ・業務用パソコンの操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<p><本市全般における措置></p> <p>死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることで、本人に不利益を与える等のリスクを想定</p> <p><本市全般における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税賦課システムにおいては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のもので修正し追加徴収又は還付を行うことになっていることから、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。 ・宛名システムや団体内統合宛名システムにおいても保有する情報や関連する情報は、入手元の情報更新により連携されているため、古い情報のまま保管するリスクはない。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを共通基盤システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまり、個人住民税システムの更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[定めている] 1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>使用しなくなった特定個人情報が消去されず存在することに起因する漏えいや紛失等のリスクを想定</p> <p>＜本市全般における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税賦課システムにおいて保存期限を過ぎたシステム上の課税に関する特定個人情報については、市民税課の所属長権限で消去を行う。なお、保存期限については高槻市文書取扱規程において定められている。また、紙媒体によるものについては、本市の設置する焼却施設等にて直接処分を行う。 ・宛名システムや団体内統合宛名システムにおいても各主管システムが消去した際に自動連携で消去され、各システムの保有期限を経過したのも同様に扱うため、消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p><本市全般における措置> ・評価書の記載内容とおりの運用ができているか、年1回以上部署内にてチェックを実施する。 ・本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。 ・国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p><本市全般における措置> ・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを確認する。また、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><本市全般における措置> ・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。所管課でも別途、運用に即して研修を実施する。また、研修の実施にあたっては未受講者が出ないように措置(複数回開催する等)を行っている。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><本市全般における措置> ・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、該当者の請求により個人番号の変更を行うよう、市民課と連携して対処をおこなう。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	高槻市意見提出(パブリックコメント)手続に関する指針に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。具体的には、市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、所管課及び必要と認める施設での案の配架及び配布を行う。
②実施日・期間	令和2年10月1日～令和2年11月2日(33日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年12月10日
②方法	高槻市個人情報保護運営審議会による点検を実施。
③結果	本件について、(1)全項目評価を実施すべき事務であるか(2)評価の実施主体は適切であるか(3)評価の時期は適切か(4)住民への意見募集は適切な方法で実施されているか(5)評価書のすべての項目について検討し、必要な記載が行われているか(6)評価対象となる事務や使用するシステムの基本情報に関する記載は具体的か(7)特定個人情報ファイルの入手、使用、委託、提供、移転、保管、消去など取扱いのプロセスについての記載は具体的か(8)特定個人情報ファイルを取扱う事務において、取扱いの各プロセスで想定されるリスクを踏まえ、当該リスクを軽減させるための措置を具体的に記載しているか(9)特定個人情報ファイルの取扱いについて、自己点検、監査及び職員に対する教育・啓発をおこなっているかという9つの観点から審査を受け、全て基準を満たすものであるとされ、承認を受けた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システムの名称	個人住民税賦課システム、宛名システム、団体 内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本 台帳ネットワークシステム、審査システム (eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、オンラ インシステムログ検索システム	個人住民税賦課システム、宛名システム、団体 内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本 台帳ネットワークシステム、審査システム (eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、オンラ インシステムログ検索システム、コンビニ交付シ ステム	事前	平成28年12月からコンビニ交 付サービスを開始を予定。
平成28年11月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	記載なし	ホストから証明用情報(個人番号は含まない)を コンビニ交付システムへ連携を行う。	事前	平成28年12月からコンビニ交 付サービスの開始を予定。
平成28年11月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	記載なし	コンビニ交付システム	事前	平成28年12月からコンビニ交 付サービスの開始を予定。
平成28年11月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システム名	記載なし	コンビニ交付システム	事前	平成28年12月からコンビニ交 付サービスの開始を予定。
平成28年11月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	記載なし	①既存システム連携機能 賦課決定・更正が発生した場合に、個人住民税 賦課システムからデータを受信し、所得証明書 に記載する情報を更新する。 ②証明書発行機能 証明書交付センターからの証明書発行要求に 対して、所得証明書データを作成し、送信する。	事前	平成28年12月からコンビニ交 付サービスの開始を予定。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	記載なし	既存住民基本台帳システム、宛名システム等、 税務システム	事前	平成28年12月からコンビニ交付サービスの開始を予定。
平成28年11月21日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	北脇 和彦	由井 博	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(人事異動による)
平成28年11月21日	(別添1)事務の内容	記載なし	個人住民税賦課事務の事務内容(図)内に「コンビニ交付システム」「証明書交付センター」を追記。 備考⑩に追記 また、コンビニ交付については、キオスク端末による請求があった場合、証明書交付センターからコンビニ交付システムへ申請情報が送信される。次に、コンビニ交付システムから証明書交付センターへPDF形式データが送信され、請求のあったキオスク端末より所得証明書が発行される。	事前	平成28年12月からコンビニ交付サービスの開始を予定。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月20日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 由井 博	②所属長の役職名 課長	事前	様式の改正による
平成31年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	所得証明書の発行窓口である支所・サービスコーナー	所得証明書の発行窓口である支所	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(機構改革による)
平成31年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	健康福祉部 介護保険課	健康福祉部 長寿介護課	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(機構改革による)
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	市民生活部市民課	市民生活環境部 市民課	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(機構改革による)
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11	健康福祉部 長寿介護課	健康福祉部 長寿介護課・福祉相談支援課	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(機構改革による)
令和2年2月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12	健康福祉部 医療給付課	健康福祉部 国民健康保険課	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(機構改革による)
令和2年2月20日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	高槻市総務部法務課	高槻市総務部法務ガバナンス室	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(機構改革による)
令和2年2月20日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	高槻市 総務部 法務課	高槻市 総務部 法務ガバナンス室	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(機構改革による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月20日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	法務課	法務ガバナンス室	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(機構改革による)
令和3年2月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が開発・運用するシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(組織変更)
令和3年2月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	・審査システム(eLTAX)の個人住民税関連機能は、主に次のとおりである。給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。	・審査システム(eLTAX)の個人住民税関連機能は、主に次のとおりである。給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、寄附金税額控除にかかる申告特例通知書、住民登録外課税通知等を受領する。地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(用途の追加)
令和3年2月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が開発・運用するシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(組織変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	<p>【高槻市が情報提供者となる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p> <p>【高槻市が情報照会者となる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の第27の項</p>	<p>【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第7号 番号法第19条第7号別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二の第27の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の第6-2-(2)の重要な変更にあたらぬ(文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	I 基本情報（別添1）事務の内容	（備考）② 申告等（市申告書、確定申告書、回送資料、年金支払報告書、給与支払報告書）情報を、直接又は国税連携、eLTAX（電子申告、年金特徴）経由で収集する。入手資料が、紙資料の場合は、パンチ委託先にて情報の電子化（③）を行う。もともと電子化された入手資料情報と合わせて個人住民税賦課システム（サーバー）に取込を行い、宛名情報等を基に作成された課税対象者に申告等情報をひも付けし、それらを統合・賦課決定した賦課情報を作成する。	（備考）② 申告等（市申告書、確定申告書、回送資料、年金支払報告書、給与支払報告書、寄附金税額控除にかかる申告特例通知書、住民登録外課税通知書）情報を、直接又は国税連携、eLTAX（電子申告、年金特徴）経由で収集する。入手資料が、紙資料の場合は、パンチ委託先にて情報の電子化（③）を行う。もともと電子化された入手資料情報と合わせて個人住民税賦課システム（サーバー）に取込を行い、宛名情報等を基に作成された課税対象者に申告等情報をひも付けし、それらを統合・賦課決定した賦課情報を作成する。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため（用途の変更）
令和3年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【公的年金等支払者からの通知】公的年金等支払者から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータについて、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領。その提出時期については、公的年金等支払報告書は1月31日まで、特別徴収対象者情報の通知については5月25日まで、特別徴収税額通知の処理結果通知については9月30日までなどとされている。	【公的年金等支払者からの通知】公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータについて、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領。その提出時期については、公的年金等支払報告書は1月31日まで、特別徴収対象者情報の通知については5月25日まで、特別徴収税額通知の処理結果通知については9月30日までなどとされている。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため（組織変更）
令和3年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	記載なし	【寄附金税額控除にかかる申告特例通知書】 1月から4月頃にかけて複数回入手 【住民登録外課税通知】 1か月に1度入手	事後	指針に定める重要な変更該当しないため（用途の追加）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (60件) [○] 移転を行っている (12件) [] 行っていない (件)	[○] 提供を行っている (65件) [○] 移転を行っている (12件) [] 行っていない (件)	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(別紙1)	【提供先(情報照会者)】 都道府県知事 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第8項) 【②提供先における用途】 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	【提供先(情報照会者)】 都道府県知事 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第8項) 【②提供先における用途】 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(別紙1)	記載なし	【提供先(情報照会者)】 市町村長 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第20項) 【②提供先における用途】 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(別紙1)	記載なし	【提供先(情報照会者)】 市町村長 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第53項) 【②提供先における用途】 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(別紙1)	記載なし	【提供先(情報照会者)】 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第38項) 【②提供先における用途】 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(別紙1)	【提供先(情報照会者)】 厚生労働大臣又は都道府県知事 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第71項) 【②提供先における用途】 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	【提供先(情報照会者)】 厚生労働大臣又は都道府県知事 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第71項) 【②提供先における用途】 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(別紙1)	記載なし	【提供先(情報照会者)】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 【②提供先における用途】 番号法第19条第7号別表2(第85の2項) 【②提供先における根拠】 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(別紙1)	【提供先(情報照会者)】 独立行政法人日本学生支援機構 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第106項) 【②提供先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途	【提供先(情報照会者)】 独立行政法人日本学生支援機構 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第106項) 【②提供先における用途】 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(別紙1)	【提供先(情報照会者)】 市町村長 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第116項) 【②提供先における用途】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	【提供先(情報照会者)】 市町村長 【①法令上の根拠】 番号法第19条第7号別表2(第116項) 【②提供先における用途】 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	⑦時期・頻度 ・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)	⑦時期・頻度 ・年金特徴停止通知 月1回 ・特別徴収税額通知 月1回(7月～12月)	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	①法令上の根拠 番号法第19条第8号、地方税法第317条	①法令上の根拠 番号法第19条第9号、地方税法第317条	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	①法令上の根拠 番号法第19条第8号、地方税法第325条	①法令上の根拠 番号法第19条第9号、地方税法第325条	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)
令和3年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	記載なし	①法令上の根拠 地方税法第294条第3項 ②提供先における用途 個人住民税の賦課徴収 ③提供する情報 住登外課税通知にある住所・氏名等 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 住登外課税の対象者 ⑥提供方法 [O] その他(LGWAN) ⑦時期・頻度 住登外課税通知(4月以降随時)	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(法令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 ◎個人住民税賦課システム(サーバー)管理項目	記載なし	<p><寄附金申告特例管理情報></p> <p>(1)レコードNo.、(2)手続ID、(3)手続ID_error、(4)修正回数、(5)通知年月日、(6)通知年月日_error、(7)回送先団体コード、(8)回送先団体コード_error、(9)回送先政令指定都市区コード、(10)回送先区_事務所コード、(11)回送先市_区町村_長、(12)回送先市_区町村_長_error、(13)回送元団体コード、(14)回送元団体コード_error、(15)回送元市_区町村_長または都道府県知事、(16)回送元市_区町村_長または都道府県知事_error、(17)連絡先組織名、(18)連絡先電話番号、(19)年分、(20)年分_error、(21)住所、(22)フリガナ、(23)フリガナ_error、(24)氏名、(25)氏名_error、(26)個人番号、(27)性別、(28)性別_error、(29)生年月日、(30)生年月日_error、(31)電話番号、(32)合計寄附金額、(33)備考、(34)団体間回送発行番号、(35)簿冊番号、(36)総括表一連番号、(37)一連番号、(38)取込年月日、(39)削除フラグ、(40)住民コード、(41)住民コード_error、(42)エラーフラグ1～10、(43)町コード、(44)修正済フラグ、(45)エラー有フラグ、(46)管理不要フラグ</p>	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(用途の追加)
令和3年2月19日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認</p>	・委託事業者選定条件に、ISMSやプライバシーマーク認証の取得を含めており、契約に当たっては、別途秘密保護契約も締結している。	<p>・委託事業者選定条件に、ISMSやプライバシーマーク認証の取得を含めており、契約に当たっては、別途秘密保護契約も締結している。</p> <p>・委託契約において必要に応じて実地の監査、調査等を行うことを定め、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の第6-2-(2)の重要な変更にあたらぬ(文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の内容</p>	<p>契約書上に個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <p>①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督など⑥個人情報保護に関する誓約書⑦従事者への周知、罰則の教示等⑧作業場所⑨個人情報の授受、複製の禁止⑩記録媒体による成果物の表記⑪記録媒体等のセキュリティ対策⑬破棄、資料の返還⑭立入り検査、報告、損害賠償、契約解除 など</p>	<p>契約書上に個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <p>①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督など⑥個人情報保護に関する誓約書⑦従事者への周知、罰則の教示等⑧作業場所⑨個人情報の授受、複製の禁止⑩記録媒体による成果物の表記⑪記録媒体等のセキュリティ対策、資料の返還⑬立入り検査、委託契約書の遵守状況についての報告、損害賠償、契約解除 など</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価指針の第6-2-(2)の重要な変更にあたらない(文言の整理)</p>
令和3年2月19日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> <p><本市全般における措置></p> <p>その1</p>	<p>・電算機室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</p> <p>・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。</p> <p>・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。</p> <p>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内に電算機室を設置する。</p> <p>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内に電算機室を設置する。</p> <p>・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系 소화設備を有した建物内に電算機室を設置する。</p> <p>・入退室については、電算機室所管のセキュリティ管理者であるIT政策課長の許可を受けた者に特定される。</p>	<p>・電算機室及びデータセンターは、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</p> <p>・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。</p> <p>・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。</p> <p>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p> <p>・作業のために電算機室又はデータセンターへ入退室する際は、不要な機器の持込みが無いことを確認したうえで入退室の許可を行っている。</p> <p>・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。</p> <p>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。</p> <p>・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系 소화設備を有した建物内に電算機室及びデータセンターを設置する。</p> <p>・入退室については、電算機室及びデータセンター所管のセキュリティ管理者の許可を受けた者に特定される。</p>	事後	<p>特定個人情報保護評価指針の第6-2-(2)の重要な変更にあたらない(文言の整理)</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p> <p><本市全般における措置></p> <p>その2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理するか、利用しない際は、施錠できる保管庫で保管する。 ・記録媒体等を消去する際は、ワイピングによる消去等を行い復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、消去証明書を提出させる。 ・サーバー・端末機器・記録媒体等を廃棄する際は、ワイピング等による消去や、物理的に破損し復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し廃棄証明書を提出させる。 ・電磁的記録媒体等については、施錠可能な保管場所に格納する。 ・日次で、業務終了後に仮想テープ装置(磁気ディスク)へデータベースの退避データを作成している。 また、月次に磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日次退避データは1週間保存している。また、遠隔地保管については遠隔地で3週間保存し、その後、データセンターで4週間(計7週間)保存している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理するか、利用しない際は、施錠できる保管庫で保管する。 ・記録媒体等を消去する際は、ワイピングによる消去等を行い復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、消去証明書を提出させる。 ・サーバー・端末機器・記録媒体等を廃棄する際は、ワイピング等による消去や、物理的に破損し復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し廃棄証明書を提出させる。 ・電磁的記録媒体等については、施錠可能な保管場所に格納する。 ・データベース等のバックアップを定期的に行っている。また、当該バックアップデータについては、同内容のものを遠隔地にも保管している。 	事後	特定個人情報保護評価指針の第6-2-(2)の重要な変更にあたらない(文言の整理)
令和3年2月19日	<p>Ⅳ その他のリスク対策</p> <p>2. 従業者に対する教育・啓発</p> <p>従業者に対する教育・啓発</p> <p>具体的な方法</p> <p><本市全般における措置></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。所管課でも別途、運用に即して研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。所管課でも別途、運用に即して研修を実施する。また、研修の実施にあたっては未受講者が出ないような措置(複数回開催する等)を行っている。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。 	事後	特定個人情報保護評価指針の第6-2-(2)の重要な変更にあたらない(文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月19日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	個人住民税賦課システムデータベースファイル	個人住民税賦課情報ファイル	事後	指針に定める重要な変更該当しないため(文言の整理)
令和3年2月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICカードによる入退室管理がなされている電算機室に設置された、施錠可能なラック内にサーバーを保管している。 	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理がなされている電算機室及びデータセンターに設置された機器で保管している。 	事後	特定個人情報保護評価指針の第6-2-(2)の重要な変更にあたらぬ(文言の整理)